

初入港船舶又は新規定期航路船舶等に対する入港料・岸壁使用料免除制度実施要領

神戸市港湾局
平成16年3月31日決定
平成25年4月1日改正
平成31年4月1日改正
令和2年4月1日改正

(1) 目的

神戸市港湾施設条例第17条第3号及び神戸市入港料条例第3条第3項、同施行規則第4条第8号に基づき、初入港する船舶又は新規定期航路を開設する船舶に係る入港料・岸壁使用料免除制度を実施するにあたり、必要な事項を下記に定める。

(2) 初入港船舶に対する免除制度

以下の要件を満たす船舶について、1回分の入港料と岸壁使用料を免除する。

ただし、岸壁使用料については、港湾運営会社(特例港湾運営会社を含む)が管理するものを除く

1) 対象船舶

・神戸港に初入港する新造船舶

＊ 新造船舶とは、神戸港寄港日よりさかのぼり、竣工後6ヶ月以内のものを言う。

(船名変更、国籍変更については適用しない)

・神戸港に初入港する客船

＊ 客船については、入港料・岸壁使用料・旅客乗降用渡橋使用料を免除する。

なお、神戸市入港料条例施行規則第4条第1号から第7号に係る船舶が、再度神戸港へ入港し荷役をする場合は、本制度を適用する。

2) 施行日

令和2年4月1日

(3) 新規定期航路船舶等に対する免除制度

次の要件を満たす船舶について、一定期間入港料と岸壁使用料を免除する。

ただし、岸壁使用料については、港湾運営会社(特例港湾運営会社を含む)が管理するものを除く

1) 対象船舶の種類

①コンテナ船

②在来船

③RORO 船等(フェリーを含む)

＊ RORO 船等とは専ら RORO による荷役を行う船舶を言う

2) 対象航路(船舶)

一定の航路を公表されたスケジュール等に従って運航され、かつ半年以上継続される見込みがある航路で、神戸市長が認めたものを対象とし、次のとおりとする。

①新規に開設された航路で神戸港に寄港するもの

②既存航路で神戸港に追加寄港するもの

③既存航路で増便するもの(往復航寄港を含む)

④既存外航近海航路で国内最初の寄港を神戸港に改変するもの(神戸港折り返しを含む)

* 定期航路の基準については、代理店等の申請に基づいて判断する。

* 協調配船している場合は、各船社ごとに適用する。

(例)A社とB社がそれぞれ1隻ずつ投入している航路についてはA社船、B社船に適用する。

* 増便とは増便のために投入される船舶を対象とする。

(例1)同一ローテーションの航路を増便する場合

既存航路:外国—神戸(月)—国内—外国

増便 :外国—神戸(水)—国内—外国

(例2)往復航寄港する場合

既存航路(往):外国—神戸(月)—国内—外国

増便 (複):外国—神戸(月)—国内—神戸(水)—外国

* 国内の最初の寄港地が神戸以外にある場合でも下記の場合は適用する。

(例)外国—国内—大阪—神戸—外国から外国—国内—神戸—大阪—外国(神戸先港)

外国—国内—大阪—神戸—外国から外国—国内—神戸—外国(神戸折返し)

3) 免除期間

①近海航路及び国内航路については神戸港寄港日から3ヶ月間(入港日を基準とし、投入船舶のすべてを対象)

②その他の航路については1ラウンドの期間(入港日を基準とし、投入船舶のすべてを対象)

航路の定義:

・近海航路:東経94度~175度と南緯11度以北

(中国、台湾、韓国、ASEAN諸国、ロシア、太平洋諸島間)

・その他の航路:上記範囲外の航路(東西基幹航路、南北航路など)

* 在来船航路などで投入船舶が定まらないものについては、近海航路、国内航路は3ヶ月間、その他の航路については3航海の期間とし、同一船舶も適用する。

* 免除期間中に対象船舶の入替えがあった場合は免除期間の起算日は変わらない。

* 免除期間中に増便した場合は、更にその日を起算日として免除期間を適用する。

4) 施行日

令和2年4月1日

(4) 申請手続

入港料・岸壁使用料免除を受けようとする者は、あらかじめ申請書を市長に提出しなければならない。

- ・ 申請書 :別紙様式のとおり

(5) その他

- ・ 申請受付後、審査によっては追加資料の提出を依頼する場合がある。
- ・ 新規定期航路船舶等に対する免除制度と初入港船舶に対する免除制度が重複する場合は新規定期航路船舶等に対する免除制度を適用する。また、これらに類する入港料・岸壁使用料の免除・減免制度との重複適用は認めない。